

福島県内における騒音規制法に基づく指定地域（町村部）

市町村名	地域の区分	指定地域
岩瀬郡 鏡石町	第一種区域	第一種低層住居専用地域
	第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
	第四種区域	工業地域
河沼郡 柳津町	第二種区域	<p>大字砂子原の区域のうち、次に掲げる区域 字居平の区域（四十五番の二、四十六番の二、四十七番の二、四十八番、四十八番の二、五十番、五十一番、五十三番、六十二番、六十三番、八十六番の一、八十六番の二、八十八番から九十番まで、百九十番の二、百九十三番の一、百九十三番の二、百九十八番、百九十九番、二百七番から二百十一番まで、二百十三番、二百十六番の一から二百十六番の五まで、二百十八番の二、二百二十一番の一、二百二十一番の二、二百四十番の三、二百四十二番、二百五十一番、二百五十二番、二百六十二番、二百八十番の四、二百八十番の五、二百八十一番の一、二百八十一番の二、二百八十二番、二百八十三番の四、二百九十番の一、二百九十番の三、二百九十一番、三百六番から三百八番まで、三百十番の三、三百十一番の二、三百十五番の一、三百十五番の二、三百十六番、三百二十八番の二から三百二十八番の四まで、三百三十番の二、三百三十一番の一、三百三十三番の二、三百三十四番の二、三百三十六番の二、三百三十七番の二、三百三十八番の二、三百三十九番の一、三百四十六番、三百七十五番の一、三百七十五番の二、三百七十六番の二、三百七十七番の一、三百七十八番、三百九十番の一、三百九十番の二、三百九十一番の一、三百九十二番、三百九十三番の一、三百九十五番、三百九十六番の三、三百九十八番の三、三百九十九番の三、四百番の二、四百一番の二、四百三番の二、四百八番から四百十番まで、四百十一番の一、四百十一番の二、四百十二番、四百十三番、四百十四番の二、四百十五番、四百十七番の二、四百十七番の三、四百十八番から四百二十番まで、四百二十三番の三、四百二十三番の四、四百二十四番の二、四百二十五番及び四百二十七番の二の区域に限る。）、字北の沢の区域（六百三十八番の二、六百三十九番の四、六百三十九番の五、六百四十二番の二、六百四十四番、六百四十五番の二、六百四十六番の二、六百四十六番の四、六百四十六番の五、六百四十八番の二、六百七十二番の一、六百七十二番の二、六百七十三番の一、六百七十三番の二、六百七十三番の五、六百七十四番、六百七十五番の二、六百七十五番の三、六百七十六番の一、六百七十八番の一、六百七十八番の三、六百八十五番の二、六百八十六番の三及び六百八十六番の四の区域に限る。）、字上林の区域（千五百八</p>

番の二、千五百九番、千五百十番の一、千五百十番の二、千五百十一番、千五百十二番、千五百十九番の二、千五百十九番の三、千五百二十二番、千五百二十三番の一、千五百二十四番、千五百二十六番から千五百二十八番まで、千五百三十二番の一、千五百三十二番の二、千六百四十八番の二及び千六百四十八番の三の区域に限る。)及びこれらの区域に接する道路敷又は水路敷の部分の区域(道路敷又は水路敷に挟まれた区域を含む。)並びにこれらの区域によって囲まれた区域

字長坂の区域(八百二十三番、八百二十四番の一、八百二十四番の二、八百二十五番の一、八百二十五番の二、八百二十六番、八百二十七番の一、八百二十七番の二、八百二十八番、八百二十九番の一から八百二十九番の三まで、八百三十番、八百三十一番の一、八百三十一番の二、八百三十二番、八百三十三番、八百三十四番の一、八百三十四番の四、八百三十六番の八、八百三十六番の十一、八百三十六番の十二、八百三十八番の二、八百三十九番の一、八百三十九番の二、八百四十番、八百四十一番の一から八百四十一番の三まで、八百四十二番、八百四十三番の一から八百四十三番の六まで、八百四十四番の二、八百四十四番の三、八百五十九番の三、八百五十九番の十から八百五十九番の十二まで、八百七十番の二、八百七十一番の一、八百七十一番の三、八百七十五番の一、八百七十五番の四、千五百八十五番の三及び千五百八十五番の六の区域に限る。)及びこの区域に接する道路敷又は水路敷の部分の区域(道路敷又は水路敷に挟まれた区域を含む。)

字長窪の区域(八百八十四番及び八百八十五番の区域に限る。)及びこの区域に接する道路敷又は水路敷の部分の区域(道路敷又は水路敷に挟まれた区域を含む。)

字老沢の区域(九百三十一番、九百三十二番及び九百五十番のイの区域に限る。)及びこの区域に接する道路敷又は水路敷の部分の区域(道路敷又は水路敷に挟まれた区域を含む。)

大字黒沢の区域のうち、次に掲げる区域

字前原の区域(一番から三番まで、四番の一、五番、六番の一、六番の二、九番の一、十番の二、十一番の一、十二番の一、二十番から二十二番まで、二十四番の一、二十六番、二十七番、三十一番から三十四番まで、五十番、五十一番の一、五十二番の一、五十六番、五十八番の一、五十八番の二、七十四番の一、七十五番、七十六番の一、七十六番の四、八十三番の一から八十三番の三まで、百三十二番の二、百三十五番、百三十六番の二、百七十番の一、百七十番の二、百七十二番から百七十五番まで、二百九十三番、三百番から三百二番まで、三百十六番から三百十八番まで、三百二十三番、三百二十六番、三百二十八番、三百三十番の一、三百三十一番の一、三百六十四番の二、三百六十五番の二、三百八十六番の二、三百八十七番、三百八十八番、三百九十六番

の一、三百九十六番の二、三百九十七番の三、四百一番の一、四百一番の二、四百九番の一、四百十番から四百十二番まで、四百十三番の二、四百四十番及び四百四十一番の区域に限る。)、字五升蒔の区域(四百六十二番、四百六十四番、四百六十九番、四百七十二番、四百七十四番の一、四百七十五番の一、四百七十五番の二、四百七十六番の二、四百七十八番の二、四百八十一番の二、四百九十八番の一から四百九十八番の三まで、四百九十九番の二、五百九番の一、五百九番の二、五百二十六番の一、五百二十六番の二、五百二十七番の二、五百二十九番、五百四十番の三、五百四十番の四、五百四十二番の三、五百四十二番の四、五百四十三番の一、五百四十三番の二、五百四十四番の三及び五百四十四番の四の区域に限る。)、字簾沢の区域(千百二十四番、千百二十六番の一、千百二十六番の二、千百三十番の一及び千百三十番の二の区域に限る。))及びこれらの区域に接する道路敷又は水路敷の部分の区域(道路敷又は水路敷に挟まれた区域を含む。))並びにこれらの区域によって囲まれた区域

大字五豊敷の区域のうち、次に掲げる区域

字下ノ湯の区域(四十三番の一から四十三番の三まで、四十三番の五、四十三番の七、四十四番の一、四十五番、四十六番、四十七番のロ、五十八番の一から五十八番の三まで、五十九番及び六十一番の区域に限る。))及びこの区域に接する道路敷又は水路敷の部分の区域(道路敷又は水路敷に挟まれた区域を含む。))

字老沢の区域(百七番の二、百十番の一から百十番の七まで、百十三番の一から百十三番の三まで、百十四番から百十六番まで、百十八番、百二十二番の一、百二十二番のロ及び百二十八番の二に区域に限る。))及びこの区域に接する道路敷又は水路敷の部分の区域(道路敷又は水路敷に挟まれた区域を含む。))

字居平の区域(百六十一番の二、百六十二番の二、百六十三番の二、百六十五番の二、百六十七番の二、百六十八番の三、百六十九番の二、百七十番の三、百七十一番の一、百七十一番の三、百七十一番のロ、百七十四番、百七十五番、百七十九番から百八十二番まで、百八十三番の一、百八十七番の一、百八十七番の二、百八十九番の二、百九十六番、二百番の一、二百番の二、二百二番から二百四番まで、二百十一番、二百十二番、二百十七番から二百十九番まで、二百二十二番の一、二百二十三番の一、二百二十四番、二百二十五番の一、二百二十五番の二、二百二十六番の一、二百二十六番の二、二百二十七番の一、二百二十七番の三、二百三十七番、二百四十二番の一、二百五十一番、二百五十三番のイ、二百五十三番のロ、二百五十四番、二百五十六番の一、二百五十七番、二百六十番のロ、二百六十二番、二百六十四番、二百六十六番、二百六十七番、二百六十八番のロ及び二百九十六番の区域に限る。)、字村ノ上の区域(三百五番及び三百六番の区域

		に限る。)、字前田の区域(八百二十七番の二、八百二十九番の二、八百三十番の二、八百三十一番の二、八百三十三番の二、八百四十一番の二、八百四十二番、八百四十三番の一から八百四十三番の三まで及び八百五十八番の二の区域に限る。)及びこれらの区域に接する道路敷又は水路敷の部分の区域(道路敷又は水路敷に挟まれた区域を含む。)並びにこれらの区域によって囲まれた区域 字村ノ上四百二十二番の区域及びこの区域に接する道路敷又は水路敷の部分の区域(道路敷又は水路敷に挟まれた区域を含む。)
	第四種区域	次に掲げる点アからエまで及びアを順次結んだ線によって囲まれた区域 ア 向山三角点(三等三角点 北緯三十七度二十五分五十九.八秒 東経百三十九度四十一分三十九.四秒)から方向角三十一度五十七分二百五十九メートルの点 イ アから方向角九十度〇分 二百六十メートルの点 ウ イから方向角〇度〇分 三百三十メートルの点 エ ウから方向角二百七十度〇分 二百六十メートルの点
大沼郡 会津美里町	第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
	第二種区域	第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
	第三種区域	一 近隣商業地域 二 準工業地域のうち、字高田道上、字鹿島、字柳台、字御田及び永井野字下川原の区域
	第四種区域	工業地域のうち、字宮里、字大新田乙、字大新田道西、字妻の神乙及び字大道端乙の区域
西白河郡 西郷村	第二種区域	一 第一種住居地域及び第二種住居地域 二 大字米の区域のうち、次に掲げる区域 字向原、字間の原及び字杉山前の区域 字山下の区域(八番の二、八番の三、十八番の一から十八番の四まで、十九番の一、十九番の二、二十番、二十番の五、二十一番、二十二番の一から二十二番の三まで、二十三番、二十四番の一から二十四番の四まで及び二十四番の六の区域に限る。) 字舞台の区域(東北縦貫自動車道南側境界線以南の区域に限る。) 字下堀川の区域(県道白河羽鳥線南側境界線以南の区域に限る。) 字上堀川の区域 字作田の区域(県道白河羽鳥線東側境界線、村道千六十号線西側境界線及び東北縦貫自動車道南側境界線によって囲まれた区域に限る。) 字中山前の区域 字椛山の区域(十二番の三から十二番の七まで、十二番の二十七、十二番の四十九から十二番の五十六まで、十二番の五十

		<p>八、十二番の五十九、十二番の六十一から十二番の六十七まで、十二番の六十九から十二番の九十六まで、十二番の九十八から十二番の百二まで、十二番の百四から十二番の百十一まで、十二番の百十九及び十二番の百二十の区域に限る。)</p> <p>字堀川向及び字中山下の区域</p>
	第三種区域	商業地域及び準工業地域
	第四種区域	工業地域
西白河郡 泉崎村	第二種区域	<p>大字泉崎の区域のうち、字天王山の区域</p> <p>大字関和久の区域のうち、字八雲神社の区域</p>
	第三種区域	<p>大字太田川の区域のうち、字居平、字岩崎、字岩崎前、字金山、字上丁、字小林、字下礼堂、字菖蒲沢、字天王山、字中野森、字原山、字二ツ坂、字二ツ堂、字風呂裏、字前谷地、字宮作田、字四ツ屋前及び字上礼堂の区域</p> <p>大字踏瀬の区域のうち、字池ノ入、字池ノ入山、字後原、字大山、字熊ノ森、字菖蒲山、字新池下、字滝原、字滝原前山、字滝原山、字長峯、字火打池、字東町尻、字踏瀬、字町浦、字町頭、字町尻、字三ツ屋前及び字四ツ屋前の区域</p> <p>大字泉崎の区域のうち、字愛宕山、字新宿、字雷、字一枚橋、字イモリ谷地、字内屋敷、字梅木平、字浦山、字大堤下、字大山、字上狐山、字上陣場、字上長峯、字川畑、字神田、字狐山、字弘法塚山、字小林、字小林山、字笹立山、字次部田、字下陣場、字下宿、字下長峯、字下夏針、字下根岸、字白石山、字十八夜山、字十軒前、字証古、字大小踏切、字高屋、字高屋原、字館、字鶴番小屋、字寺前、字外ノ入、字富久保、字富久保前、字中野、字中ノ内、字根岸、字根岸前、字葉木ケ入山、字八丸、字八斗蒔、字離山、字東、字日向、字日向山、字日渡山、字古宿、字別所、字坊頭窪、字前畑、字豆田、字都橋、字都橋山、字向宿、字桎内、字桎内後、字桎内裏山、字桎内山、字八ヶ代、字休場山、字谷地久保、字柳町、字山ケ入、字山神山、字山崎、字山崎山、字四ツ塚、字四ツ屋前、字寄井、字寄井前、字礼堂、字十八夜、字夏針、字前寄井、字行屋及び字根岸下の区域</p> <p>大字関和久の区域のうち、字愛宕町、字石名沢、字石名沢山、字石名田、字漆久保、字景ノ原、字上町、字烏川、字木ノ内、字上野館、字下城内、字下町、字下町尻、字下原、字十郎兵衛、字新林、字新六、字関和神社、字瀬知房、字瀬知房後、字太郎ケ岡、字富内、字豊内、字豊田、字中宿、字梨木平、字西太郎峯、字如信沢、字庭渡神社、字古寺、字松ケ沢、字明地、字福田、字雷神山及び字愛敬山の区域</p> <p>大字北平山の区域のうち、字観音山、字行方地、字庚申山、字下ノ前、字新田、字新田下原、字新田東山、字高堀下、字高柳、字滝田下、字竹ノ内、字太郎峯、字寺後、字堂ノ下、字中島、字ネキ内、字古内、字古寺、字前屋敷、字前山、字道下前、字ミト内、字薬師</p>

		堂、字山寺、字新田原及び字下原の区域
	第四種区域	大字泉崎の区域のうち、字中核工業団地及び字八ヶ代山の区域
西白河郡 矢吹町	第一種区域	第一種低層住居専用地域
	第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
	第四種区域	工業地域
石川郡 石川町	第一種区域	第一種低層住居専用地域
	第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
	第四種区域	工業地域
双葉郡 富岡町	第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
	第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
	第四種区域	工業地域